

平成 27 年 10 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 カワ サ キ
代表者名 代表取締役社長 川崎 治
(コード番号 3 0 4 5 東証第二部)
問合せ先 管理部部長 堀田 義行
TEL : 072-(439)-8011

定款の一部変更および役員人事に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 9 月 14 日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、平成 27 年 11 月 26 日開催予定の第 44 回定時株主総会でご承認いただくことを前提として、監査等委員会設置会社に移行することを決定しております。

これに伴い、本日開催の取締役会において、定款の一部変更および役員人事を下記のとおり同定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

- ① コーポレートガバナンス体制の更なる充実を図り、より透明性の高い経営の実現を目的として、監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 26 条の一部を変更するものであります。なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ 資本政策および配当政策を機動的に実施することを可能とするため、現行定款第 28 条を変更し、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるようにするものであります。
- ④ その他、上記の各変更に伴う条数等の変更をするものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 平成 27 年 11 月 26 日

定款変更の効力発生日 (予定) 平成 27 年 11 月 26 日

2. 役員人事について

平成27年11月26日開催予定の第44回定時株主総会に付議する監査等委員会設置会社への移行に関する定款の一部変更に伴い、現任取締役3名および監査役3名は全員同株主総会の終結時に任期満了となり退任します。同定時株主総会での承認を前提として監査等委員である取締役以外の取締役候補者3名と、監査等委員である取締役候補者3名の選任を内定いたしました。

(1) 監査等委員である取締役以外の取締役候補者

かわさき おさむ
川崎 治 代表取締役社長 (重任)

いちのき さとし
櫛 智士 取締役 (重任)

ほった よしゆき
堀田 義行 取締役 (新任)

(2) 監査等委員である取締役候補者

やまぐち やすひろ
山口 康弘 取締役 (現 常勤監査役)

かがり ゆたか
明松 優 取締役(社外) (現 監査役(社外))

つじ しゅんいちろう
達 俊一郎 取締役(社外) (現 監査役(社外))

(3) 補欠の監査等委員である取締役候補者

つじ よしたか
達 吉隆

※法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備えるものです。また、補欠の監査等委員である取締役候補者は、社外取締役の要件を充たしております。

以上

【別紙】

《定款変更の新旧対照表》

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 3 条 (記載省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
第 4 条 (機関の設置) 当社は、取締役会、 <u>監査役、監査役会</u> 及び 会計監査人を置く。	第 4 条 (機関の設置) 当社は、取締役会、監査等委員会及び会計監 査人を置く。
第 5 条 (記載省略)	第 5 条 (現行どおり)
第 2 章～第 3 章	第 2 章～第 3 章
第 6 条～第 15 条 (記載省略)	第 6 条～第 15 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
第 16 条 (員 数) 当社の <u>取締役は、8名以内とする。</u>	第 16 条 (員 数) 当社の監査等委員である取締役以外の取締 役は8名以内、監査等委員である取締役は4 名以内とする。
第 17 条 (選 任) 取締役の選任は、株主総会において、議決権 を行使することができる株主の議決権の3分 の1以上を有する株主が出席し、その議決権 の過半数をもって行う。	第 17 条 (選 任) 取締役の選任は、株主総会において、監査等 委員である取締役以外の取締役と監査等委員 である取締役を区別して、議決権を行使する ことができる株主の議決権の3分の1以上を 有する株主が出席し、その議決権の過半数を もって行う。
② (記載省略)	② (現行どおり)
第 18 条 (任 期) 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主 総会終結のときまでとする。	第 18 条 (任 期) 監査等委員である取締役以外の取締役の任期 は、選任後 1年以内に終了する事業年度のう ち最終のものに関する定時株主総会終結のと

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>② <u>補欠又は増員により選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p>	<p>きまでとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>増員又は補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p>
<p>第19条 (代表取締役及び役付取締役) 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>② (記載省略)</p>	<p>第19条 (代表取締役及び役付取締役) 取締役会は、その決議によって監査等委員である取締役以外の取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>② (現行どおり)</p>
<p>第20条 (取締役会) (記載省略)</p> <p>② <u>取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>③ <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>④ (記載省略)</p>	<p>第20条 (取締役会) (現行どおり)</p> <p>② 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>④ (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p>
<p>第21条 (員数) <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>第22条 (選任)</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第23条 (任 期)</u></p> <p><u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>② <u>補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p><u>第24条 (常勤監査役)</u></p> <p><u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p>	<p><u>第21条 (常勤監査等委員)</u></p> <p><u>監査等委員会の決議により常勤監査等委員を若干名選定することができる。</u></p>
<p><u>第25条 (監査役会)</u></p> <p><u>監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	<p><u>第22条 (監査等委員会)</u></p> <p><u>監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 取締役及び監査役の責任免除</p>	<p>第6章 取締役の責任免除</p>
<p><u>第26条 (損害賠償責任の一部免除)</u></p> <p>当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>② 当社は、<u>社外取締役及び社外監査役</u>との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠</p>	<p><u>第23条 (損害賠償責任の一部免除)</u></p> <p>当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>② 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができ</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>	<p>る。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>
<p>第 7 章 計 算</p>	<p>第 7 章 計 算</p>
<p>第 27 条 (記載省略)</p>	<p>第 24 条 (現行どおり)</p>
<p>第 28 条 (剰余金の配当)</p>	<p>第 25 条 (剰余金の配当等の決定機関)</p>
<p><u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p>	<p>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める。</p>
<p>② <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年 2 月末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>第 26 条 (剰余金の配当の基準日)</p>
<p>(新設)</p>	<p>当社の期末配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。</p>
	<p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年 2 月末日とする</p>
<p>第 29 条～第 30 条 (記載省略)</p>	<p>第 27 条～第 28 条 (現行どおり)</p>